

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 21 回定例総会議事録

令和 7 年 3 月 26 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 2 1 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 3 月 2 6 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について (資料 1)
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について (資料 2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料 3)
合計 2 件 (内訳: 4 条関係 0 件、5 条関係 2 件)
- (2) 令和 7 年度成増農業体験学校事業計画について (資料 4)
- (3) 令和 7 年度農業スキル育成講習及び農のサポーター活動計画について (資料 5)
- (4) 特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について (資料 6)
- (5) 認定都市農地の利用状況の報告書について (資料 7)
- (6) 国有農地見回り調査結果について (資料 8)

3 次回日程

日 時 令和 7 年 4 月 2 5 日 (金) 午後 3 時 3 0 分 開会
場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	安井 一郎	委員
	大野 治彦	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記
	橋本 陣	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第２１回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、安井一郎委員、大野治彦委員を指名させていただきます。 それでは、協議事項（１）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてですが、報告事項の（５）認定都市農地の利用状況の報告書との関連がございますので、先に報告事項の方から事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	それでは３３ページ、資料７をご覧ください。 今、会長からご説明いただきましたが、協議事項１の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について」に関わる案件で、昨年決定した事業計画に対する報告のため、時系列上先となりますので、報告事項にはなりますが、こちらを先にご報告させていただきます。 なお、本件は、２件ございまして、まず１件目のご説明になります。 徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号 107 の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するというものでございまして、昨年の３月の総会で決定した都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に基づく報告書に関するものでございます。 「自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた区立小学校」から、３月３日付けで報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。 ジャガイモの種芋植えと収穫、ダイコンの播種(はしゅ)と収穫の状況が確認できます。今回の報告は特段問題がないものと考えております。 なお、本件は、協議事項１に関わる案件となります。 続きまして、２件目のご説明になります。３７ページをご覧ください。 自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた農業法人から、３月６日付けで報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。 現地の状況は画面をご覧ください。現況は、キャベツ、ブロッコリー、にんにく等が植えられており、現状もきれいに管理されている様子が確認できました。今回の報告は、特段問題がないものと考えております。

		説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	2件目の利用状況について、こういった状況で賃借がなされているのでしょうか。
農政担当係長		土地所有者の方が2名いらっしゃるが、高齢であるため、別の方に耕作・管理をしてもらうということで賃借の契約が結ばれたと聞いております。
委	員	個人の土地を法人が借り受けている、という認識で間違いないでしょうか。
農政担当係長		その通りです。
委	員	農地の賃借にあたり、借り手側にはどのような条件がありますか。
事務局 長		事業計画の認定を受けて、賃借が成立しますが、認定の要件については、配布資料の「都市農地円滑化法による生産緑地の賃借が進んでいます」という東京都農業会議が発行しているリーフレットに詳細が掲載されています。 具体的な内容として、法人や、若手農業者が借り受けている事例も紹介されています。
委	員	先ほどの都市農地の賃借の事業認定を受けた農業法人に関する質問について、過去に農地の賃借制度を利用したケースがなく、新たに農業生産法人を設立し、始めたものです。 本件では、賃借料も発生しており、地権者に賃借料も支払っています。
農政担当係長		賃貸借の事例としては、1件あり、生産緑地をシェア畑として法人が借り、利用者に貸し出すという事例があります。
委	員	認定都市農地の制度・法律については、東京都内でも異なりますか。また、都道府県ごとに異なっているのか、全国統一的な制度であるのか、特に板橋区と、他の地域での違いはあるのでしょうか。
書	記	この制度は、都市農地賃借円滑化法という法律に基づいての賃借になっておりまして、こちらは生産緑地の賃借のことが規定されております。

会 長 事 務 局 長 書 記	す。 そして、生産緑地は、市街化区域の中で、指定を受けるものであるため、東京は比較的市街化区域が多いが、地方の農業振興地域では別の法律になるかと考えられます。 そのため、その地域が生産緑地かどうかで法律は変わってくると思います。 他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進みます。続きまして、協議事項（１）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について、事務局より説明をお願いいたします。 こちらは、書記からご説明いたします。 １ページ資料１をご覧ください。先程報告のあった認定都市農地の貸借について、来年度の事業計画の決定審査を行うものになります。 ２ページに記載のとおり、徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号 107 の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するという申請が区の方に３月３日付けでございました。この事業計画の決定審査は、これまで貸借の期間が１年でしたので、１年毎に行っておりましたが、今回の申請から、両者の意向により、貸借の期間が３年に変更となっております。 なお、２ページから８ページが事業計画書、９ページ、１０ページが土地の使用貸借契約書となっております。貸借を行う生産緑地の所在地は、１１ページの案内図のとおりで、北野小学校の北西側、赤塚第一中学校の北側でございます。要件については、皆様にお配りいたしました、カラーのパンフレット「生産緑地の貸借が進んでいます」の４ページをご覧ください。本件の借受人は区立小学校であり、右上の借受人欄の「ＪＡ・区市」に該当するため、認定要件①の項目を満たしているかを確認することとなります。 それでは要件①、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」についてです。下の表に具体的な基準が示されておりまして、基準１のイ、ロ、ハのいずれかと、基準２に該当することが必要となります。それでは、総会資料にお戻りいただき、３ページの項番３をご覧ください。記載の内容は、児童が農業体験を行うこととなっておりますので、基準１のロの（１）を満たしております。また、３ページの下、具体的な事業内容を記載する箇所に、所有者は借主が適切に営農しているかの確認及び周辺住民からの相談対応を４０日以上行う旨記載があり、貸付人の年間農業従事日数が借受人の１割以上従事する計画となっておりますので、基準２の項
--	--

		目も満たしております。現地の状況は、画面をご覧ください。仕切り板を付けて、きれいに整地されておりました。以上、要件と現地の状況を確認いたしました。問題がないようでしたら、12ページのとおり、農業委員会会長から板橋区長あてに当該事業計画が適正である旨を回答させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。
委	員	本件について、学校長が異動になった場合は、名義変更等の手続きは行われるのでしょうか。
書	記	校長に人事異動があっても、現時点で申請をいただいているものになるので、特段名義の変更等の手続きはございません。
会	長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 それでは採決に入りたいと思っております。賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者多数) 賛成者多数のため、こちらの申請について回答通知の発行手続きをお願いいたします。 続きまして、協議事項(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長		こちらは、書記からご説明させていただきます。
書	記	13ページ資料2をご覧ください。こちらは、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、農業委員会法第7条が改正され、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、作成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められ、毎年3月の総会で翌年度の板橋区農業委員会活動指針を策定しておりまして、13ページから15ページにあります通り、令和7年度の板橋区農業委員会活動指針(案)としてまとめたものです。 中身のご説明をする前に、そもそもの話にはなりますが、法改正があった際、東京都農業会議から国に対し、活動指針の策定は、市街化区域外(いわゆる区部以外)を中心とした内容となるため、市街化区域には必要ないのではないかと申し入れを行いましたが、農林水産省としては、策定も何もしないことは、法改正の主旨にそぐわないとのこと

		から、公表まで含めて指針の策定をするように指示がありました。それを受けて、東京都農業会議が農林水産省及び全国農業会議所と協議しながら、市街化区域に関する指針の参考例を策定し、区部が足並みをそろえてほぼ同様の活動指針を策定しているものになります。 今回におきましても、内容は昨年とほぼ同様でございますが、14ページの（3）の表、遊休農地の解消目標ですが、こちらの数値は先日ご報告しました農業経営実態調査の結果を現状として、3年後、5年後の目標値を同じ農地面積として示してあります。また、令和6年度は認定農業者の更新時期になっておりました関係で更新に関する表記を記載しておりましたが、今回からは削除しております。内容に問題がなければ、定例総会終了後、東京都へ令和7年度板橋区農業委員会活動指針として提出したいと思っております。説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委	員	15ページ（6）、③、のロゴマークの活用等による農産物PRの支援とあるが、このロゴマークはどんなものでしょうか。
事	務	局長
		（実際のロゴマークを提示） 実際に、生産物にシールを貼っていただいたりしております。
委	員	15ページ（6）、④、小中学校等における栽培授業の支援について前項で話した北野小学校の事例があげられるが、児童数が大幅に減ってしまった小中学校は、校庭が広く取れすぎているところもある。そのような学校については、一部を畑にすることもできるのではないか。 少しでも農業の仕組みを知ってもらうために、校庭を畑にするなどの働きかけを農業委員会から教育委員会に行っていくのは、事務局として考えていますか。
事	務	局長
		食育という観点等から、教育関係の部分では、農業のことを子どもたちに知ってもらうことは非常に大切であると考えております。 現在では、学校側からそうしたニーズがあれば、ということになります。一方で、農の担い手として農のサポーター制度等、人材の育成も進めているところです。 そうした新たな人材の活用というところで、何かできればと人材育成の体制を整えつつ、教育委員会にもアプローチをしていくことを今後検討していきたいと考えています。
委	員	ぜひ前向きに検討してほしい。

委 員	畑にした場合、管理は誰がやるのでしょうか。 おそらく、学校だけで管理していくのは難しいのではなでしょうか。
事 務 局 長	そこで、農のサポーターを活用したり、援農ボランティアに登録されている方たちもいらっしゃるの、そうした制度等について赤塚支所で説明して行きたいと考えています。
委 員	自身が個人的に知っている学校で、何校か花壇づくりを行っているところがあるが、やはり人の問題があるので、学校支援の地域コーディネーターさんや、コミュニティスクールの方たちが活発なところはより活動しているが、ノウハウがないので、何の種をいつ撒いたら良いかなどといったことが分からないため、情報提供をしたりしている。 そうした情報提供を農業委員会が行えば、やってみよう、と思うところは出てくると思うので、先ほどのようなことも増えてくると思います。 人材としては、学校のボランティア活動をされている方たちが熱心なところから進めていくことが良いのではないかと思います。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。特にないようですので、令和7年度板橋区農業委員会活動指針として東京都への提出をお願いいたします。 続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和7年2月11日から同年3月10日までに届出があったもの、2件でございます。16ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が赤塚七丁目1327番1、1328番1、1329番1及び1330番1の4筆で、いずれも登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。 面積は合計で1、468平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、17ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第三中学校の東側です。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は不耕作地となっており、令和7年9月着工、令和8年9月完了予定、木造2階建て13棟の分譲住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。

事 務 局 長	続きまして、専決番号 2、土地の所在が高島平四丁目 7 番 2 の 1 筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。 面積は 6 7 8 平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、1 7 ページ下段、専決番号 2 の案内図において、矢印が指しているところ、高島第三中学校の南側です。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
会 長	5 条関係 2 件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委 員	専決番号 1 番について、こちらの土地は、いつから耕作がされていないか分かれば教えていただきたい。
農政担当係長	こちらの土地は、赤塚七丁目農園という区民農園として、土地所有者の方から区が土地をお借りしていた場所になります。 そして、土地所有者の方がご存命中だったのですが、返してほしいということで、令和元年から 2 年ころに返還し、その後土地所有者の方で耕作はされず、そのまま放置されており、昨年中に土地所有者の方が亡くなられたことは聞いており、今回、このような届け出があったという状況です。
委 員	1 3 棟建設予定とのことだが、私道がないと難しいと考えているが、私道を作る予定はありますか。
農政担当係長	詳細は伺っていないが、状況を見るに、私道を作り、道路に接道させた形で建築すると推察されます。
会 長	他に何か、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。続いて報告事項（2）令和 7 年度成増農業体験学校事業計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長	それでは、18 ページ、資料 4 をご覧ください。 成増農業体験学校は、農業の支援者となる人材を育成することを目的に平成 30 年度から実施している事業で、今回で 8 年目となります。実施する内容については、資料の中段に記載してございますとおり、項番 3、実施内容の（１）年間を通じて耕作する通年型講習会、下段になりますが（２）通年型講習会ではハードルが高いとお考えの方用に、季節に応じて実施する短期型講習会。（３）ご家族を対象にお楽しみいただく収穫体験イベントの 3 種類のコースで実施する予定で、概ね例年同様の実施内容です。学校の運営についてですが、入札の結果、昨年までと同じ「ランドブレイン株式会社」が学校の運営を行うことになっております。 それから、少し戻りますが資料の真ん中のところの（１）通年型講習会ですが、定員 20 名で募集した結果、18 名の応募がございまして、4 月 12 日（土）に成増 4 丁目の農業体験学校で開講式を行う予定です。また、講習の中で、区内農業者との関わりというところでは、今年度も区内農業者の圃場訪問を予定しておりますので、その折にはご協力をどうぞよろしくお願いいたします。 また、令和 6 年度通年型講習会を受講された皆様にアンケート調査を実施しておりまして、受講生からは、技術的な習得にはまだ時間が必要であることや、1 年間体験した感じとの声も寄せられています。今回、通年型講習会のご応募をいただいた 18 名の中には、令和 6 年度の通年型講習会の受講生が、6 名含まれておりまして、更なる農業技術の習得に期待しているところです。 ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	それぞれのコースの受講料はいくらになりますか。
農政担当係長	通年型講習会につきましては、年間の受講料が 2 万円のご負担をいただいております。短期型講習会につきましては、1 回につき千円で、5 回の講習になりますので 5 千円のご負担をいただいております。それから収穫体験イベントにつきましては、1 日の体験ということで千円のご負担をいただいております。
委 員	本件について、前回の総会でもありました通り、SNS やポスターで広報、周知して欲しいという意見も、区議会の総括質問で取り上げました。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。

事 務 局 長	特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（３）令和７年度農業スキル育成講習及び農のサポーター活動計画について、事務局より説明をお願いします。
農政担当係長	こちら、農政担当係長からご説明いたします。 それでは、19 ページ、資料 5 をご覧ください。 令和 4 年度から新規事業として始めました農業スキル育成講習と令和 5 年度から実施しております農のサポーター制度の事業計画でございます。この 2 つの事業は、将来的に農業者の耕作作業や、区が実施しています収穫体験事業の農作物を育てていただき、担い手となる人材の育成を目的として、新たに実施しているものです。まず、農業スキル育成講習ですが、講習場所は赤塚五丁目の農業体験農園、赤塚三丁目の赤塚支所管理農地で実施いたします。講習内容等は資料真ん中に記載のとおりですが、受講生を募集した結果、昨年の農業スキル育成講習受講者 8 名と、昨年の成増農業体験学校通年型講習会の修了生から 3 名の申込みがありましたので、11 名の受講生で実施する予定でございます。 続きまして次のページの 20 ページにお進みください。令和 7 年度農のサポーターの活動予定についてでございます。農のサポーターは、成増農業体験学校、農業スキル育成講習を経て、一定の農業技術を習得した方を農のサポーターとして区が認定し、区内農業者への支援や、区が実施しています収穫体験事業などの農業振興事業にご協力をいただいている方でございます。 現在、登録人数は 6 名で、活動場所は、農業体験農園、成増農業体験学校、赤塚三丁目にあります赤塚支所管理農地です。令和 7 年度の活動予定といたしましては、令和 6 年度に引き続き、近隣の幼稚園、小中学校などを対象とした収穫体験事業や、農業スキル育成講習の指導補助のほか、区が実施しています、学校給食食材一斉出荷事業に向けた農作物の栽培、子ども食堂への無償提供などについて、6 名の農のサポーターで取り組んでまいりたいと考えています。 それから、農業スキル育成講習、並びに農のサポーター事業の実施にあたりましては、染宮農業委員に実技指導、並びに事業の進め方など相談させていただきながら、事業を進めさせていただいております。染宮委員には大変なご負担をお掛けいたしますが、引き続きお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。 ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員	こちらについてもご報告させていただきます。 先日の区議会総括質問で農業の人材育成についても質問しました。 まず、農のサポーター制度のサポーターに、人数の上限はあるかという質問をしましたところ、ないという答弁をいただいていますので、どんどん認定をしていただければと思います。 さらに視察をさせていただきました東京八王子の農業アカデミーについても紹介をしながら、さらにスキルアップを図るためのキャリアプランを作ってほしいという質問をしたところ、すぐにそのまま採用されるかはともかく、産業経済部としても農業のキャリアプランが重要だということは認識をいただいたと思っておりますので、今後もさらに皆様から具体的なご提案をいただきながらより優秀な人材をたくさん育成していく方向に舵を切っていけたらいいなと思っています。
委 員	この講習にも費用は発生するのですか。
農政担当係長	農業スキル育成講習につきましては、年間で2万円の受講料をご負担いただいた上で講習にご参加いただいています。 農のサポーターにつきましては、受講料というよりは、有償のボランティアという形をとっておりますので、活動いただいた時間に応じて、報酬をお支払いさせていただいております。
委 員	先ほどの農政担当係長からの話にもあった通り、この事業は染宮委員がおひとりで担われているということだが、染宮委員の体調が悪くなった場合などは、この事業は存続できるのか。またそうしたリスクをどのように考えているのか。
事 務 局 長	現時点では、染宮委員に多大なご協力をいただいているところではありますが、6名農のサポーターも育てているところで、そういった方々も一緒に協力をしていただきながら、できるだけ染宮委員にご負担をかけないような形でやっていくとともに、新たに協力していただける方がいらっしゃればその方にもお願いし、事業の継続を図っていきたいと考えています。
委 員	農のサポーターの人数の上限について、改めて確認させてほしい。
事 務 局 長	何人という制限はなく、令和7年度までに10名にしたいという計画で進めているところでございます。
会 長	先ほど質問があったように、講師が1人ということは心配で、事務局はこの件については対応したほうが良いと思います。

事 務 局 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（４）特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について、事務局より説明をお願いします。
書 記	こちらは、書記からご説明いたします。 ２１ページ、資料６をご覧ください。こちらは、毎年１月の定例総会でお諮りしている区民農園の貸借に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による農地の貸借のうち、生産緑地を貸借しているものについて、農地の貸主から巡回等の作業実績報告書の提出があったもので３件ございます。これは、区と貸主との間で締結している使用貸借に関する覚書において、貸主の役割分担として年間４０日程度、当該農地が適切に利用されているか見回りを行い、年１回その状況を報告することとなっているものです。 ２１ページから２４ページが赤塚二丁目第１農園、２５ページから２８ページが徳丸五丁目第４農園、２９ページから３２ページが赤塚一丁目第２農園のものです。現地の状況は画面をご覧ください。いずれも３月８日（土）から令和７年度の利用が開始されており、各々耕作を開始している状況となっております。いずれも、貸主により年間４０日以上見回りされており、特段問題がないものと考えております。説明は以上でございます。
委 員	３件のそれぞれの見回りだが、作物の収穫指導等耕作指導を行っている記載がある方がいるが、見回りの報告の内容についての基準はあるのでしょうか。
農政担当係長	農地を貸借している中で、土地所有者が年間４０日の従事が必要という規定がある中で、こういった作業が従事にあたるのかについては明確に規定されていません。 その中の例示として、巡回や除草等の作業もあたるというところがあります。 また、本件の徳丸五丁目の件については、土地の所有者が、区民農園の農芸指導員をやっているため、耕作指導等の報告が上がっているものと考えております。
委 員 農政担当係長	こちらの報告は自己申告になりますか。 そのとおりでございます。

委 員	こちらの報告については、事務局で確認をしているのでしょうか。
農政担当係長	事務局で報告を受けた、という形になります。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（６）国有農地見回り調査結果について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちら書記からご説明させていただきます。
書 記	２１ページ、資料６をご覧ください。こちらは、毎年１月の定例総会でお諮りしている区民農園の貸借に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による農地の貸借のうち、生産緑地を貸借しているものについて、農地の貸主から巡回等の作業実績報告書の提出があったもので３件ございます。これは、区と貸主との間で締結している使用貸借に関する覚書において、貸主の役割分担として年間４０日程度、当該農地が適切に利用されているか見回りを行い、年１回その状況を報告することとなっているものです。 ２１ページから２４ページが赤塚二丁目第１農園、２５ページから２８ページが徳丸五丁目第４農園、２９ページから３２ページが赤塚一丁目第２農園のものです。現地の状況は画面をご覧ください。いずれも３月８日（土）から令和７年度の利用が開始されており、各々耕作を開始している状況となっております。いずれも、貸主により年間４０日以上見回りされており、特段問題がないものと考えております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	１点補足がございまして、ナンバー４について、倉庫等があったところで、廃材があったところですが、大野委員の協力もあり、関東農政局にも問い合わせをさせていただいたところ、１月に廃材の撤去が完了し、今年度中に業者を決定し、倉庫の解体及び柵の設置を予定しているところでございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	ナンバー８の、新河岸の場所については、ゴルフ練習施設入り口とあるが、目視で確認できる場所ですか。
農政担当係長	公図上で区分けされているのみになるので、目視では確認できません。

会 長	そのほか何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、これをもちまして第 21 回定例総会を閉会いたします。 (終了時間 午後 3 時 5 分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・ 運営委員会 4 月 18 日 (金) 午後 2 時 00 分 ・ 定例総会 4 月 25 日 (金) 午後 3 時 30 分
------------	--